

平成 24 年 9 月 25 日
日本証券業協会

参考資料目次

- 参考 1 「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」 … 2
- 参考 2 「協会員の従業員に関する規則」 … 4
- 参考 3 「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」 … 5
- 参考 4 「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則」 … 6
- 参考 5 会員通知「法人関係情報の管理態勢の点検について」
(日証協(自) 24 第 68 号 平成 24 年 8 月 24 日) … 10

以 上

協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則 (平 22. 4. 20)**(目 的)**

第 1 条 この規則は、協会員が業務上取得する法人関係情報に関して、その情報を利用した不正取引を防止するため、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、協会員における法人関係情報の管理態勢等の整備を図ることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規則において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 法人関係情報

金融商品取引業等に関する内閣府令第 1 条第 4 項第 14 号に規定する法人関係情報をいう。

2 管理部門

法人関係情報を統括して管理する部門（法人関係情報の管理を営業所又は事務所ごとに行う場合は、その責任者）をいう。

3 法人関係部門

主として業務（金融商品取引業及びその付随業務又は登録金融機関業務をいう。以下同じ。）を行っている部門のうち、主として業務上、法人関係情報を取得する可能性の高い部門をいう。

(法人関係情報の管理部門の明確化)

第 3 条 協会員は、管理部門を定めなければならない。

(社内規則の制定)

第 4 条 協会員は、法人関係情報の管理に関し、その情報を利用した不正取引が行われないよう、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。

- 1 法人関係情報を取得した際の手続に関する事項
- 2 法人関係情報を取得した者等における情報管理手続に関する事項
- 3 管理部門の明確化及びその情報管理手続に関する事項
- 4 法人関係情報の伝達手続に関する事項
- 5 法人関係情報の消滅又は抹消手続に関する事項
- 6 禁止行為に関する事項
- 7 その他協会員が必要と認める事項

(法人関係情報を取得した際の手続)

第 5 条 協会員は、法人関係情報を取得した役職員に対し、当該取得した法人関係情報を直ちに管理部門に報告するなど法人関係情報を取得した際の管理のために必要な手続

を定めなければならない。

(法人関係情報の管理)

第 6 条 協会員は、法人関係部門について、他の部門から物理的に隔離する等、当該法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならない。

2 協会員は、法人関係情報が記載された書類及び法人関係情報になり得るような情報を記載した書類について、他の部門から隔離して管理する等、法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならない。

3 協会員は、法人関係情報が記載された電子ファイル及び法人関係情報になり得るような情報を記載した電子ファイルについて、容易に閲覧できない方法をとる等、法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならない。

(管理態勢の充実)

第 7 条 協会員は、法人関係情報の管理に関し、社内規則に基づき適切に行われているか否かについて、定期的に検査を行わなければならない。

付 則

この規則は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

協会員の従業員に関する規則 (昭49.11.14)

(省略)

第 3 章 服 務 基 準

(禁止行為)

第 7 条

(省略)

- 3 協会員は、その従業員が金商法及び関係法令において金融商品取引業者の使用人の禁止行為として規定されている行為（登録金融機関の使用人に準用されているものを含む。）のほか、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。

(省略)

- 17 職務上知り得た秘密(店頭デリバティブ取引会員にあつては特定店頭デリバティブ取引等に係るものに、特別会員にあつては登録金融機関業務に係るものに限る。)を漏洩すること。

アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則 (平14. 1.25)

第 1 条

（ 省 略 ）

第 7 条

(情報管理の徹底)

第 8 条 協会員は、次の各号に掲げる情報（以下「重要情報」という。）について、適正に管理しなければならない。

- 1 アナリスト・レポートを執筆するに際し、アナリストが担当している会社及び社内の他の部門等から入手した情報、又は審査担当者がアナリスト・レポートの審査に当たり入手した情報であって次に掲げるもの
 - イ 法人関係情報（金商業等府令第 1 条第 4 項第 14 号に規定する法人関係情報をいう。）
 - ロ イ以外の未公表の情報であって投資者の投資判断に重大な影響を及ぼすと考えられるもの
 - 2 発表前のアナリスト・レポートの内容等であって投資者の投資判断に重大な影響を及ぼすと考えられるもの
- 2 前項の規定により重要情報の管理体制を整備するに当たっては、特に、次に掲げる事項に留意しなければならない。
- 1 重要情報の管理方法
 - 2 アナリストが他の部門の業務に携わる場合の手続き及び行為規制
 - 3 調査部門から他の部門に重要情報を伝達する場合の手続き及び行為規制

協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則

(平18.12.1)

(目 的)

第 1 条 この規則は、協会員が金融商品取引法（以下「金商法」という。）第166条第2項第1号イに規定する募集（金商法第163条第1項に規定する上場会社等（以下「上場会社等」という。）の発行する有価証券に係るものに限る。以下第8条第1項及び第9条を除き「募集」という。）について、当該募集に係る有価証券に対する投資者の需要の見込みに関する調査を行う場合において、その適正化を図るため必要な事項を定め、内部者取引が誘発されることを防止し、もって有価証券取引の公正確保に資することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 法人関係情報

上場会社等の運営、業務又は財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもので募集に係るものをいう。

2 プレ・ヒアリング

法人関係情報を提供したうえで行う、当該募集に係る有価証券に対する投資者の需要の見込みに関する調査（第三者が当該協会員から委託若しくは法人関係情報の提供を受けて行う当該調査を含む。）をいう。

3 プレ・ヒアリング対象者

プレ・ヒアリングの対象者である個人をいう。

4 取引制限

当該法人関係情報若しくは当該募集を行うことが公表され又は協会員から当該プレ・ヒアリングの後当該募集を行わないこととなったことを通知されるまでの間における特定有価証券等（当該上場会社等の金商法第163条第1項に規定する特定有価証券等をいう。以下同じ。）に係る売買その他の有償の譲渡若しくは譲受け又はデリバティブ取引（金商法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいう。以下同じ。）を行わないこと（金商法第166条第6項第1号から第6号まで及び第8号に掲げる場合並びに金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第117条第1項第15号の規定により法人関係情報の提供を受けた者の間において、取引所金融商品市場によらないで行う場合を除く。）をいう。

5 守秘義務

プレ・ヒアリングに係る法人関係情報を当該プレ・ヒアリング対象者以外の者に提供しないことであって、金商業等府令第117条第1項第15号イ(2)及びロ(2)に規定するものをいう。

6 海外関連会社

金商業等府令第177条第6項に定める協会員の関係会社（特別会員にあっては「金融商品取引業者」とあるのは「登録金融機関」と読み替えて適用する。）である外国法人又はこれに相当する外国法人をいう。

7 法令遵守管理部門

金商業等府令第117条第1項第15号イ(1)及びロ(1)に規定する法令遵守管理に関する業務を行う部門をいう。

(プレ・ヒアリングに係る法令遵守管理部門における承認)

第 3 条 協会員は、プレ・ヒアリングを行う場合には、あらかじめ次の各号に定める事項について法令遵守管理部門の承認を受けなければならない。

- 1 当該プレ・ヒアリングが必要かつ妥当なものであること。
- 2 第三者に委託してプレ・ヒアリングを行わせる場合には、海外関連会社に属する者(個人であり、かつ、第 5 条第 1 項の措置を講じた者をいう。以下同じ。)を委託先として選定していること。ただし、当該プレ・ヒアリングの実態に鑑み、海外関連会社に属していない者(個人であり、かつ、同条第 2 項の措置を講じた者をいう。以下同じ。)を選定する合理的な理由がある場合には、当該者を委託先として選定することを妨げない。
- 3 プレ・ヒアリング対象者は、当該協会員が社内規則で定める合理的な範囲で選定されていること。
- 4 プレ・ヒアリング対象者に提供する法人関係情報の内容は、当該協会員が社内規則で定める合理的な範囲とされていること。
- 5 プレ・ヒアリング対象者に法人関係情報を提供する時期及び方法が適切であること。
(調査対象者等との契約)

第 4 条 協会員は、プレ・ヒアリングを行おうとする場合は、当該プレ・ヒアリング対象者又は委託してプレ・ヒアリングを行わせる当該委託先である海外関連会社に属する者若しくは海外関連会社に属していない者(以下「調査対象者等」という。)との間で、次の各号に掲げる内容を説明し理解を得た上で、当該内容を含む契約を締結しなければならない。

- 1 調査対象者等及び当該調査対象者等が所属する組織又は部署内において当該法人関係情報を共有するすべての者の取引制限に関する事項
- 2 調査対象者等及び当該調査対象者等が所属する組織又は部署内において当該法人関係情報を共有するすべての者の守秘義務に関する事項
- 3 プレ・ヒアリングは、需要の見込みに関する調査が目的であり、勧誘が目的ではないこと。
- 2 前項の契約は、プレ・ヒアリングの都度、あらかじめ書面により締結するものとする。ただし、プレ・ヒアリングを行う都度、当該契約内容を当該調査対象者等に確認することを条件として、包括的に契約することができる。
- 3 第 1 項の契約は、当該プレ・ヒアリングの実態に鑑み、あらかじめ書面による契約が困難な場合には、前項の定めるところにかかわらず、当該調査対象者等に第 1 項各号に掲げる内容について説明するとともに書面以外の方法で契約し、おって当該契約内容を書面により当該調査対象者等に通知する方法その他当該協会員が社内規則に定める合理的な方法とすることができる。
(海外関連会社等の内部管理体制に関する措置)

第 5 条 協会員は、海外関連会社に属する者にプレ・ヒアリングを委託する場合には、次の各号に掲げるいずれかの措置を講ずるものとする。

- 1 協会員は、当該海外関連会社に属する者との間で、次に掲げる内容を含む契約を前条第 2 項又は第 3 項に準じて締結すること。
 - イ 当該海外関連会社に属する者は、プレ・ヒアリング対象者との間で、取引制限及び守秘義務を遵守することを含む契約を締結することを含む契約を締結すること。
 - ロ 当該海外関連会社に属する者は、プレ・ヒアリングに係る事務の責任ある担当者及び当該事務を実際に担当した者の氏名、プレ・ヒアリング対象者の氏名及び住所並びにプレ・ヒアリング対象者に提供した法人関係情報の内容並びにその提供の日時及び方法について記録を作成し、その作成の後 5 年間これを保存すること。

ハ プレ・ヒアリング対象者は、合理的な範囲で選定すること。

ニ プレ・ヒアリング対象者に提供する法人関係情報の内容は、合理的な範囲とすること。

ホ プレ・ヒアリング対象者に法人関係情報を提供する時期及び方法が適切であること。

2 協会員は、当該海外関連会社において、前号イからホに掲げる措置を講じるよう社内規則を作成する等適切な内部管理体制が整備されていることを確認すること。

2 協会員は、第3条第2号に定める海外関連会社に属していない者を委託先に選定する場合には、当該協会員の社内規則に定めるところにより、当該者に対し前項に相当する措置を講ずるものとする。

(通知又は記録の保存等)

第6条 協会員は、プレ・ヒアリングの後当該募集が行われないことについて、当該上場会社等から報告を受ける等の方法により確認した場合は、これを調査対象者等に通知し、その記録を保存しなければならない。

2 協会員は、前条第1項第1号に定める契約を締結した場合、同号イに定める契約書の写しを海外関連会社に属する者から受けるとともに、これを保存しなければならない。

3 協会員は、当該上場会社等から第8条第2項に定める了解を得た場合は、その記録を保存しなければならない。

(違反調査対象者等への対応)

第7条 協会員は、調査対象者等が第4条第1項の規定により締結する契約のうち同項第1号又は第2号に定める内容に違反した事実を知った場合には、当該調査対象者等に対して、当該事実を知った日から2年間プレ・ヒアリングを行ってはならない。

2 協会員は、海外関連会社に属する者又は海外関連会社に属していない者(以下「プレ・ヒアリング委託先」という。)が、第5条に定める措置を講じていない事実を知った場合には、当該事実を知った日から2年間、当該プレ・ヒアリング委託先に委託し又は法人関係情報を提供してプレ・ヒアリングを行わせてはならない。

3 本協会は、第10条第1項に定めるところの報告を協会員から受けた場合は、当該調査対象者等の属する法人名、役職、氏名及び住所を金融庁、証券取引等監視委員会、金融商品取引所、外国金融商品市場の監督当局及び当該監督当局の認可を受けた自主規制機関に通知する。

(留意事項等)

第8条 協会員は、本規則を遵守してプレ・ヒアリングを行う場合であっても、金商法第4条第1項で禁止する募集又は売出しの届出を行う前に当該特定有価証券等を勧誘する行為並びに金商業等府令第117条第1項第15号で禁止する法人関係情報を提供して勧誘する行為は行ってはならない。

2 協会員は、プレ・ヒアリングを行う場合には、当該プレ・ヒアリングを行うことについて、当該募集を行う上場会社等から、あらかじめ、了解を得るものとする。

(国内募集に係るプレ・ヒアリングの禁止)

第9条 協会員は、原則として、金商法第2条第8項第6号に定める引受けを伴う国内における募集(金商法第2条第3項に定める募集及び会社法第199条に定める会社が処分する自己株式を引き受ける者の募集をいう。)に係るプレ・ヒアリングは行わないものとする。

(本協会への報告等)

第10条 協会員は、第7条第1項又は第2項に定める事実を知った場合は、当該調査対象者等の属する法人名、役職、氏名及び住所並びに当該調査対象者等に提供した法人関係情報の内容並びにその提供の日時及び方法を本協会に報告するものとする。

2 本協会は、協会員に対し、プレ・ヒアリング委託先が第5条第1項第1号イ又は同条第2項の規定に基づき記録を作成及び保存した内容等について、資料の提出を求めることができるものとする。

(社内規則の整備等)

第 11 条 プレ・ヒアリングを行う協会員は、プレ・ヒアリングに係る法令及び本規則を踏まえ、法令遵守管理部門における承認手続き、調査対象者等の選定基準、取引制限及び守秘義務の遵守等に係る契約、海外関連会社等の内部管理体制に関する措置、記録の保存及び留意事項等の内部管理に関する社内規則をあらかじめ制定し、これを役職員に遵守させる体制を整備するものとする。

(電磁的方法による契約等)

第 12 条 協会員は、第 4 条及び第 5 条第 1 項第 1 号及び第 2 項に基づき書面により契約を締結する場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で行うことができるものとする。この場合において、当該協会員は、書面により契約を締結したものとみなす。

- 2 前項の定めに基づき契約を締結した協会員は、調査対象者等から当該契約内容について照会があった場合は、遅滞なく、当該調査対象者等にその契約内容を文書、口頭、電信又は電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により回答しなければならない。
- 3 協会員は、第 4 条第 3 項に規定する書面による通知に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面により通知したものとみなす。

付 則

この理事会決議は、平成19年1月4日から施行し、同日以後開始するプレ・ヒアリングから適用する。

付 則 (平19. 9.18)

この改正は、平成19年9月30日から施行する。

(注) 1 本理事会決議を「理事会決議」から「自主規制規則」に改めるとともに、規則の名称を変更。

2 改正条項は、次のとおりである。

第 1 条、第 2 条第 1 項第 4 号から第 7 号、第 3 条第 2 号、第 5 条第 1 項第 1 号、第 7 条第 3 項、第 8 条第 1 項、第 9 条、第 11 条、第 12 条第 3 項を改正。

日証協(自)24第68号
平成24年8月24日

内部管理統括責任者 殿

日本証券業協会
副会長・専務理事 大久保 良夫
東京証券取引所自主規制法人
常任理事 武田 太老
株式会社大阪証券取引所
上席執行役員 川本 哲也

法人関係情報の管理態勢の点検について

去る7月17日付け「会員の信頼性向上に向けて取り組むべき課題について」(日証協(自)24第46号)によりご案内しましたとおり、公募増資に係るインサイダー取引事件に絡んだ会員における法人関係情報の管理態勢の不備等により、証券投資及び証券業界について国民に不信感を与えかねない事案が見られています。

このような状況において、金融庁では、去る7月3日付けで、近年の大型公募増資の主幹事証券会社を務めた証券会社12社に対して、法人関係情報の管理態勢に関する点検を求め、それを受け、当該各社においては、自社のホームページ等に点検結果を公表したところでございます。

本協会においては、証券業界の信頼性の回復、向上は会員会社が一丸となって取り組むべきであるとの問題意識のもと、今般、東京証券取引所自主規制法人及び株式会社大阪証券取引所と共同で、法人関係情報の管理態勢について会員各社に点検を実施していただくことと致しました。

つきましては、会員各社におかれましては、別紙1「点検項目」に基づき、社内点検を行い、別紙2「法人関係情報の管理態勢の点検結果報告書」を、本年9月28日(金)までに協会WANの双方向機能(*)を利用し、本協会までご報告くださいますようお願い申し上げます。

点検結果報告書につきましては、金融庁及び証券取引等監視委員会にも、必要に応じて提出する場合がありますことをお含みおきください。

また、点検項目に係る点検結果については、自社の信頼性及び透明性の確保の観点から、ホームページ等にその結果を公表するなどの対応をご検討いただければ幸いです。

なお、金融庁から点検報告を求められた12社は、当該点検の対象外とします。

以 上

○ 本件に関するお問合せ先：本協会 自主規制企画部 (Tel：03-3667-8470)

(*) 協会WANの双方向機能による回答の手順につきましては、次頁の「法人関係情報の管理態勢の社内点検」の報告手順」をご確認ください。

「法人関係情報の管理態勢の社内点検」の報告手順

【手順】

- ①SI-Net認証基盤のURL (<http://ais.si-net.jsda.or.jp/noauth/>) へアクセスする。
- ②ユーザID、パスワードを入力してログインし、画面上部の「協会WAN」ボタンをクリックする。

※協会WANの双方向機能の利用にあたりましては、自社の協会WANのサイト管理者に協会WAN双方向提出機能に係る権限を設定していただく必要があります。なお、設定方法等の詳細は、自社の協会WANのサイト管理者にお問い合わせください。

- ③協会WANのメニュー「提出文書一覧」から「法人関係情報の管理態勢の点検結果報告書」を選択し、添付ファイルをダウンロードする。
- ④報告書を作成する。
- ⑤協会WANのメニュー「提出文書一覧」の「法人関係情報の管理態勢の点検結果報告書」から提出文書登録を選択し、上記④で作成した報告書を添付のうえ提出する。

※双方向書類を提出する場合には、双方向書類を登録した後、必ず、協会員の承認者による、「承認」が必要となります。双方向書類を登録した協会員にあっては、「提出文書一覧」をご確認の上、「未承認」の書類について、協会員の承認者による「承認」を行ってください。

- ⑥報告完了

点検項目

1. 社内管理体制
 - ①引受部門・法人営業部門の体制、配置人員、具体的な実務内容
 - ②管理部門の体制、配置人員、具体的な実務内容
 - ③内部監査部門の体制、配置人員、具体的な実務内容
 - ④代表取締役・取締役会の法令等遵守に関する取組み（問題事案の把握（管理部門からの報告）、改善指導）

2. 法人関係情報の管理状況
 - ①法人関係情報の取扱いに関する社内規則、及び過去3年の見直しの状況
 - ②チャイニーズ・ウォール（情報隔壁）の整備状況及び、実効性確保のため実施している施策
 - ③公募増資に係る元引受業務について、元引受証券指名から公表までの一連の法人関係情報の取得・伝達等の実務上の流れ、及び情報管理の仕組み
 - ④引受部門、法人営業部門に対する管理部門のモニタリング・社内検査の実施状況（社内検査については、過去3年の検査結果を提出。）
 - ⑤アナリストに対する法人関係情報の管理に関する社内規制、及び過去3年の見直しの状況
 - ⑥不公正取引防止に関する社内研修の実施状況

3. 法人関係情報の管理に関する課題及び取組み

4. その他、上記報告事項に照らし参考となる事項

以 上

提出期限：平成 24 年 9 月 28 日（金）

平成 24 年 月 日

日本証券業協会 自主規制企画部 宛

会員名 _____
担当責任者 _____
役職 _____
氏名 _____
電話番号 () _____

法人関係情報の管理態勢の点検結果報告書

法人関係情報の管理態勢に係る点検結果について、別添のとおり報告します。

以 上

<個人情報の取扱いについて>

本報告書にご記入いただいた個人情報は、本報告書の問い合わせのために利用することとし、本協会が定める個人情報保護宣言に則って厳重に管理いたします。

別 添

提出日：平成 24 年 月 日

会員名： _____

1. 株式引受業務の有無について

当社は、株式引受業務を営んでいる（又は、株式引受業務を営む予定である。）。

はい ・ いいえ

2. 上記1で「はい」と回答した場合は、別紙1「点検項目」に基づき、社内点検を行い、その結果を記入してください。なお、様式は任意で構いません。